

社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応について (ガイダンス)

令和 7 年 7 月
社会的影響が特に深刻な大規模インフラ
障害への対応に係る関係府省連絡会議決定

1. はじめに

昨今、国内外において、サイバー攻撃やシステム障害等による電力、通信、交通等の主要インフラ障害事案が発生しています。

こうした主要インフラ障害が大規模かつ複合的に発生した場合には、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与える可能性があります。そこで、国及び地方公共団体、更には主要インフラ事業者においては、自然災害等への対応と併せて、社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応についても平時から準備を進めておくことが重要です。

以下は、大規模インフラ障害が発生した際に、国及び地方公共団体がどのような考え方に従って、主要インフラ事業者など関係者と連携して対応を進めていくべきかについて、地方公共団体等における参照資料として、とりまとめたものです。

※主要インフラ：電力、ガス、工業用水、石油、小売、通信、放送、データセンター、水道、高速道路、物流、鉄道、空港、航空、海運、港湾、金融（銀行）、医薬品、医療機器、医療機関、福祉 など

2. 大規模インフラ障害の概要

(1) 想定される事態と課題

サイバー攻撃やシステム障害等により、発電設備や電力系統、電気通信設備等に障害が発生した場合には、以下のような停電や通信障害に伴う様々な事態が生ずる可能性があるとして想定されます。特に、このような事態が大規模・広範囲に発生し、国民生活に重大な影響を与えるものを「大規模インフラ障害」と捉えて対応を検討する必要があります。

【停電に伴う事態の例】

- ・ 交通機能の停止(信号滅灯に伴う交通渋滞・事故、鉄道の停止に伴う帰宅困難者の発生)
- ・ 建物・住家の機能の停止(空調停止、高層建築物におけるエレベーターの停止(エレベーター閉じ込め事案の発生)、ポンプ停止に伴う断水)
- ・ 医療機関への影響
- ・ 通信機能の停止(電気通信サービスの停止)

等

【通信障害に伴う事態の例】

- ・ 各種決済機能の停止(クレジットカード、キャッシュレス決済の利用不可)
- ・ 遠隔監視機能の停止(電力、ガス、水道の異常検知システムの停止)
- ・ 物流管理機能への支障(貨物輸送や宅配の遅延)
- ・ 交通機能への支障(各種予約システムの停止に伴う窓口混雑や鉄道運行)
- ・ 医療機関への影響

等

【断水に伴う事象の例】

- ・ 住民生活全般への影響
- ・ 飲食店等の施設の休業
- ・ 食品製造・製薬施設の稼働停止
- ・ 医療機関への影響

等

また、直接的な物理的被害が生じる自然災害等と異なり、大規模インフラ障害は複数地域のインフラ、複数のシステムで同時多発的に発生する可能性もあり、地域や業種等を超えた複合的な事象となる可能性が高いと考えられます。

さらに、このような大規模インフラ障害は、その発生原因が直ちに特定されず復旧までに数日が経過しうること、障害の原因がサイバ

一攻撃等であると判明したとしても、その復旧に相当の時間を要することもありえるところです。

こうした大規模インフラ障害に関して、災害対策関係法令（災害対策基本法、災害救助法）の適用関係や指定公共機関等との連携のあり方、重要施設における非常用電源の持続性の確保や応急対策の優先順位、サイバー攻撃が疑われる場合の対応の方法など、国や地方公共団体における対応方針について、日頃から確認・共有しておくことが必要です。また、サイバー・フィジカルにまたがる複合的な事象や、自然災害と大規模インフラ障害が同時に発生する事態を想定した訓練の実施など、平時から十分な備えを行っておくことが重要です。

（２）対応の基本的考え方

大規模インフラ障害の要因は、サイバー攻撃に限らず、ソフトウェアの誤作動や人為的ミスによるシステム障害など様々な可能性があります。また、サイバー攻撃についても、直ちに原因や行為者が特定されない場合も多く、攻撃が継続発生する可能性もあると考えられます。

このように、大規模インフラ障害が発生した時点では、事態の推移を予測することは難しく、不透明な状況が続くことから、自然災害や事故災害とは異なる性格を持つと言えます。他方で、発生している被害に着目すると、住民の避難の必要性などの社会的影響が生じうるという意味において、自然災害や事故災害と同様の対応が必要であると評価することができます。

このため、大規模インフラ障害に対しても、自然災害・事故災害対策と同様の対応を果敢かつ迅速に実施することが肝要です。

このため、以下のとおり、国、地方公共団体及び主要インフラ事業者など関係者が連携して大規模インフラ障害への対応を実施することといたします。

- ① 初動対応については、大規模な停電や通信障害等が発生した時点から、国及び地方公共団体は、関係機関やインフラ事業者等から被害状況や復旧対応などに関する情報を収集・

集約し、人命救助をはじめとする事態の変化に応じた対処に万全を期すこと。

- ② 住民の避難の必要性など深刻な社会的影響が生じうる大規模インフラ障害が一定期間以上継続することが見込まれる場合には、災害対策基本法上の「災害」として取り扱い、災害対策基本法等の関係法令に基づく対応を実施すること。

(注)災害対策基本法の解釈について

大規模インフラ障害は、停電その他のライフラインの機能停止等により、住家等が実質的な機能不全となるほか、現代社会の生活の基盤が失われ、生活環境の悪化や物資の不足等により、国民の生命、身体、財産にかかわる大きな影響を及ぼす被害が生ずることから、災害対策基本法施行令第1条に定める「大規模な事故」に該当し、災害対策基本法第2条第1号の「災害」に当たると解釈できる。

大規模インフラ障害においては、被害が単一の市町村内に留まらず、複数の市町村ひいては複数の都道府県にまたがることも想定されることから、被害の規模に応じて、都道府県や国が積極的に総合調整の役割を果たしていくことが重要です。

国においては、内閣官房、内閣府、主要インフラ所管省庁、実働部隊運用省庁が連携して対応するものとします。また、場合により、特定災害対策本部及び非常災害対策本部並びに対応する現地対策本部を設置いたします(災害対策基本法第23条の3、第23条の4、第24条、第25条)。

3. 障害発生時における対応

(1) 初動対応

大規模な停電や通信障害等が発生した時には、国においては、内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付において、当該障害が発生したインフラの所管省庁、その影響が波及すると見込まれるインフラの所管省庁や実働部隊運用省庁等と連携し、危機管理

に関する現行の初動対応を徹底します。

例えば、大規模停電が発生した場合には、以下の対応を直ちに実施します。

- ・ 需要減少の規模等から官邸対策室の設置、緊急参集の呼集要否を検討。
- ・ インフラ所管省庁等から集約された情報に基づく対処方針の検討・調整。
- ・ 交通規制・整理、エレベーター閉じ込め者の救出、行政・交通・通信・金融・流通・医療・水道等における応急対策。
- ・ 消防・警察・自衛隊等の実働部隊による初動対応。

等

このほか、電気通信サービス、水道などにおいて大規模な障害が発生した場合にも、これらの対応のうち、必要となるものを実施いたします。

地方公共団体においては、大規模なインフラ障害を把握した段階で対策本部を設置し、初動対応として情報収集と発生した被害等への対応に当たることになります。すなわち、各機関から情報を集約するとともに、各機関との間で連絡調整を実施することになります。

この対策本部の性格ですが、後述するとおり、大規模なインフラ障害で長期にわたって避難を必要とする事案であることが判明して災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置されることとなれば、災害対策本部に移行するものとなります。

(2) 障害が長期継続すると見込まれる場合の対応

① 災害対策基本法の適用について

大規模インフラ障害が長期間継続する場合には、①停電その他のライフラインの機能停止等による住家の実質的な機能不全、②主要インフラ施設等における電源用燃料の枯渇に伴う機器の停止による国民の生命、身体の脅威等の被害が生じ得ることから、災害対策基本法上の大規模な事故により生ずる被害として、「災害」と

取り扱うこととします。

災害として取り扱う基準については、個別具体的事案に即して判断されるべきものであり、全ての事案について明確な基準を予め定めることは困難ですが、避難生活を余儀なくされることとなる期間や住民の数等を勘案して、国民生活及び国民経済に対する被害をもたらす大規模インフラ障害が発生したと判断される場合には、災害対策基本法上の「災害」として、主に以下の関係法令を適用することといたします。

- ・ 都道府県・市町村災害対策本部の設置(第 23 条、第 23 条の 2)
- ・ 指定公共機関等の事業者との連携(第 6 条、第 49 条の 2、第 49 条の 3)
- ・ 職員の派遣の要請・あつせん(第 29 条、第 30 条)
- ・ 職員の応援の要求等(第 67 条、第 68 条、第 74 条、第 74 条の 2、第 74 条の 3、第 74 条の 4)
- ・ 物資又は資材の供給の要請等(国によるプッシュ型支援を含む)(第 86 条の 16)
- ・ 避難所の供与等(第 86 条の 6、第 86 条の 7)
- ・ 特定災害対策本部及び非常災害対策本部の設置(第 23 条の 3、第 24 条)
- ・ 特定災害現地対策本部及び非常災害現地対策本部の設置(第 23 条の 4、第 25 条)

等

特定災害対策本部の設置に関しては、官房長官を本部長、大規模な障害が発生したインフラを所管する国務大臣を副本部長に充てることとします。非常災害対策本部の設置に関しては、内閣総理大臣を本部長、官房長官及び大規模な障害が発生したインフラを所管する国務大臣を副本部長に充てることとします。特定災害対策本部及び非常災害対策本部が設置される場合には、現地対策本部を設置し、本部長の権限の一部を委任することもできます。

② 災害救助法の適用について

災害対応に要する費用については、大規模インフラ障害の及ぼ

す被害が発生した地方公共団体が負担することが原則であります
が、災害救助法による救助の対象となる場合には、国が費用の一
定割合を負担することができます。

災害救助法による救助の対象は、「政令で定める程度の災害が
発生した市町村の区域内において当該災害により被害を受け、現
に救助を必要とする者に対して、これを行う」(災害救助法第2条第
1項)とされています。この「政令で定める程度」は、一定規模の住
家被害が生じた場合のほか、「多数の者が生命又は身体に危害を
受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める
基準に該当する」ものも該当するとされています(災害救助法施行
令第1条第1項第4号)。そして、「内閣府令で定める基準」には、
「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数
の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とされています
(災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特
別の事情等を定める内閣府令第2条第1号)。

このため、多数の者が生命に危害を受けるおそれがあり、かつ
一定地域の多数の者が継続して避難することが想定される大規模
インフラ障害については災害救助法の救助の対象に含むこととい
たします。

大規模インフラ障害においては、住家の倒壊を始めとした物理的
な被害は通常想定されませんが、生活インフラが使用不可になるこ
とによって、多数の者が通常の日常生活を送ることが困難になり、
「避難して継続的に救助を必要とする」状況になることが想定される
ため、災害救助法第4条各号に挙げられた救助メニューのうち、主
に以下を対象とします。

- ・避難所の供与(第1号)
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給(第2号)
- ・医療・助産(第4号)
- ・福祉サービスの提供(第6号)

等

(3) サイバー攻撃等に対する対応

大規模な停電や通信障害等が発生した場合、国家サイバー統括

室は、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」(2024年3月8日サイバーセキュリティ戦略本部)に基づく情報共有の枠組み等により、事案発生初期の段階からサイバー攻撃の可能性の点も含め、情報の集約等を行います。その上で、必要に応じて、政府関係機関や重要インフラ事業者、地方公共団体等への情報共有等を実施することとします。

(4) 主要インフラに関する対応

大規模な停電や通信障害等が発生した場合、国においては被害状況等の把握を進めるとともに、そうした情報を分かりやすく整理し、国民や海外に対して発信します。情報の発信に当たっては、その内容について、地方公共団体や主要インフラ事業者等と緊密に連携します。

さらに、インフラ障害の被害拡大を防止するため、国は地方公共団体や主要インフラ事業者等とともに、応急復旧が速やかに行われるよう必要な調整を行います。応急復旧に係る役割分担については、「4. (2)③ 国・地方公共団体・事業者間での役割分担の確認」を参照ください。

その他、必要に応じて、国民の生命及び身体の安全を守るための救助・救急、医療及び消火活動や、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、物資の調達及び供給活動が適切に行われるよう、国は地方公共団体や主要インフラ事業者等と連携しつつ調整を行います。

4. 障害への備え

(1) 地方公共団体等における訓練の実施

大規模インフラ障害が発生した場合において、人的被害、経済被害を最大限抑制するためには、現場レベルでの迅速かつ的確な対応が求められることから、大規模インフラ障害への対応について、地方公共団体においても平時からの備えを進めておく必要があります。

このため、本ガイダンスの内容について、地方公共団体において

認識を共有していただくことが重要です。

例えば、地方公共団体で毎年行われている防災訓練において、大規模インフラ障害も念頭に置いた訓練を行うことが有益です。令和7年度の総合防災訓練大綱において、大規模インフラ障害への対応についても盛り込んでいますが、本ガイダンスの内容も踏まえて、地方公共団体における訓練や机上演習などを進めていただくようお願いいたします。

なお、訓練や机上演習を実施するにあたっては、その目的に応じて様々な方法が考えられますが、職員の臨機応変な対応能力の涵養や潜在的な課題の抽出を目的とする場合には、ブラインド形式（参加者に事前にシナリオを知らせない形式）の訓練も有効です。訓練の手法や想定シナリオについて、一例を別紙2として添付しているので、企画立案に当たって参考にさせていただきようお願いいたします。

（2）主要インフラ事業者との連携

大規模インフラ障害が発生した場合において、必要な応急対策を迅速に実施するためには、国及び地方公共団体において、大規模インフラ障害を念頭に、主要インフラ事業者等との連携を平時から深めるとともに、万全な備えができているか検証を進めることが重要です。特に、平時において、地方公共団体を中心に対応しておくべき事項として、以下のようなものが考えられます。

① 事業者との共同訓練の実施

地域内での連携体制構築の観点から、地方公共団体内における訓練に加え、地域の主要インフラ事業者等と連携した訓練を実施することは重要です。「防災基本計画」においても、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるべき旨が記載されています。

別紙2として添付する訓練の手法や想定シナリオも参考にしつつ、事業者との共同訓練についても検討いただくようお願いいたします。

② 災害連携協定等の対象範囲の確認

「防災基本計画」において、平常時から企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるべきことが記載されています。

特に、自然災害を念頭に策定されている協定について、自然災害によらない大規模インフラ障害時にも当該協定が発動できるものとなるよう、必要に応じて協定の見直しを検討いただくようお願いいたします。

なお、特に燃料供給については、災害時燃料供給協定を結ぶにとどまらず、協定の実効性を確保する観点から、平時からの官公需取引等を通じて地元石油事業者との関係を強化することが推奨されています。

③ 国・地方公共団体・事業者間での役割分担の確認

大規模インフラ障害が発生した場合の応急復旧に際しては、被害情報の収集を行った上で、必要に応じて復旧の優先順位の判断を行い、復旧に必要なリソースを戦略的に配分していくことが求められますが、それらの過程において国・地方公共団体・事業者がどのように役割分担を行うか、平時から確認しておくことが必要です。

停電であれば電源車やポータブル電源等が、通信障害であれば移動基地局や衛星携帯電話等が、断水であれば給水車等が応急復旧・応急対策に活用されることになります。

ア 停電の場合

「防災基本計画」に定めているとおり、都道府県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、停電を早期に復旧させる候補場所の案を作成するよう努める必要があります。

電気事業者等はそれらの案や被災状況等を踏まえ、被災設備の復旧を行います。復旧に時間を要する場合には、電源車等による応急復旧も検討します。都道府県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとされています。

複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、電源車等の配備について、経済産業省等や電気事業者等が主体的、積極的に調整することとなっていますが、必要な情報収集や配備先の候補案の作成については、地域の事情に精通した都道府県が引き続き積極的に関与することが望ましいと考えられます。

電源車等の配備先の決定は、一刻を争う判断が求められる場合も想定されるため、平時から、配備先の候補をどのように選定すべきか、都道府県の担当者において、必要に応じて電気事業者等の知見を借りつつ、訓練や演習等も通じて検討を深めておく必要があります。過去の災害では、以下のとおり電源車を派遣している実績があるところ、対応の参考としていただければ幸いです。

<参考>

令和7年2月 大船渡市林野火災:現地消防本部

令和6年9月 奥能登豪雨:避難所、仮設住宅、水道施設等

令和6年1月 能登半島地震:避難所等

令和4年3月 福島県沖地震:病院

なお、停電時、特に人工呼吸器等を利用している患者は生命の危機に晒される恐れが高く、地方公共団体において、優先的な情報収集を行うことが求められます。情報収集にあたっては、医療機器メーカーが保有する利用者情報や、一般送配電事業者が保有している人工呼吸器患者の登録情報等も活用していくことが有効¹であると思われるところ、停電時における連携のあり方について、関係する事業者と平時から情報共有及び整理を進めていただくようお願いいたします。

イ 通信障害の場合

自然災害発生時と同様、政府現地対策本部にて、総務省が、携帯電話基地局等の優先的な復旧や衛星携帯電話等の貸し出しについて、地方公共団体等、関係者からの要請を受け付けるとともに、通信事業者との間で調整を行います。地方公共団体(都道府県や

¹ 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を家族、行政機関、地方自治体等に提供する場合には、個人情報保護法上、個人情報の利用目的の制限や第三者提供の制限の例外事由に該当するとされている。(参考)個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)3-1-5及び3-6-1

市町村)においては、地域の施設等から収集した被害情報を踏まえ、必要な要請を政府現地対策本部にあげていただくことになるため、自然災害発生時の例を参考に現地対策本部への連絡フロー等を平素からよく確認いただくようお願いいたします。

ウ 断水の場合

水道事業者は、断水が発生した場合、給水車や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて速やかに応急給水を実施できるよう、平常時より応急体制、応急活動マニュアル等について検討し、整理するようお願いいたします。また、大規模な被害が発生すると予測される場合に、日本水道協会の相互支援の枠組み等、広域的な応援体制に基づく支援を要請することを想定し、平常時より水道事業者間、都道府県、国の情報連絡体制を確立しておくようお願いいたします。

市町村においては、断水が発生した場合、円滑な応急給水活動を行うことができるよう、指定避難所に受け入れている避難者に係る情報や指定避難所で生活せずに水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報等の把握に努め、これを踏まえた応急給水のニーズをとりまとめ、物資の確保や飲料水の供給を担当する関係部局(水道事業者としての市町村の水道部局を含む)に共有することを想定し、平常時より庁内部局間の情報連絡体制を確立いただくようお願いいたします。

④ 事業者が保有するリソースの集約と重要施設の必要情報のリスト化

大規模インフラ障害が発生した場合の応急復旧のために必要なリソースを適切かつ迅速に差配するためには、事前に活用可能なリソースの情報について、関係者が把握しておくことが重要です。特に、

- ・停電時の応急復旧のための電源車やポータブル電源等については、都道府県が地域の事業者とのコミュニケーションを通じて、確保可能な台数を事前に整理していただくようお願いいたします。
- ・災害時や通信障害時に地方公共団体等において通信手段が不足する場合等に備え、総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)や通信事業者では、貸出可能な衛星携帯電話等を一定数保有しており、大規模インフラ障害が発生した場合は、③イのとおり、政府現地対策本部にて、総務省が、活用可能なリソースを把握したう

えて、必要な調整を行います。

このほか、通信サービスの維持・復旧のため、通信事業者は移動基地局等の応急復旧機材を全国に配備しています。その備蓄状況等は総務省において把握しており、また、通信事業者のホームページ等でも確認が可能です。

・断水時のバックアップとなる給水車、応急給水資材等については、平常時から水道事業者等において、リスト化し、近隣の水道事業者間で情報共有するとともに、緊急時には迅速かつ有効にこれらの情報を活用できる体制としておくようお願いいたします。

加えて、これらのリソースの配分先を調整する上では、地域内の重要施設（地方公共団体の庁舎、医療・福祉施設、水道・通信・鉄道・物流等の主要インフラ関連施設等）がどのような備え（非常用発電機等）を有しているのか、情報をリスト化して整理しておくことが重要です。当該リストは、定期的（年１回を目安）にアップデートを行いつつ、応急復旧に当たる事業者等とも情報を共有しておくようお願いいたします。

リスト作成に当たっては、具体的には以下の情報を収集しておくことが考えられます。

ア 停電への備え（都道府県においてリストを集約し、非常時に各事業者と共有）

（電気事業者）

・非常用発電機の有無、継続可能時間（燃料備蓄量）

（石油連盟等）

・施設管理者の情報（住所、連絡先等）

・タンクの情報（容量、給油口の規格等）

イ 通信障害への備え（都道府県においてリストを集約し、総合通信局と共有することを推奨）

・衛星携帯電話等の有無、台数

・衛星携帯電話番号

ウ 断水への備え（生活用水・工業用水等の水利用や応急給水活動が円滑に実施できるよう、市町村（市長部局）において自らの行政区域内の各分野の重要施設を特定し、当該重要施設において

必要な情報を集約し、水道事業者等と共有することを推奨)

- ・重要施設の受水槽の有無、容量
- ・井戸や湧水の有無
- ・受水槽までの必要ホース延長
- ・受水槽への給水方法

(3) 地方公共団体や主要インフラの強靱化

大規模インフラ障害への備えの観点から、地方公共団体や主要インフラについて、非常用発電機等の備えを通じて強靱化を図っていくことが重要です。

地方公共団体については、例えば「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(内閣府)」において、人命救助の観点から重要な「72 時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましいといった対策水準や、衛星携帯電話²を含む複数の通信手段を準備しておくべきことが示されており、それらの記載等も参考にしつつ、必要な対策を進めていただくようお願いいたします。

また、主要インフラについては、所管省庁において、必要に応じて対策状況の実態把握や対策水準の周知・要請を随時実施します。地方公共団体において管理する水道、港湾、空港等の重要なインフラについて、実態把握や対策強化にご理解・ご協力をいただくとともに、民間主体等が管理する重要なインフラ(医療・福祉施設等)についても、地方公共団体の担当部局においてこうした動きをフォローいただき、事業者への働きかけ等にご協力をいただきますよう、お願いいたします。

² 衛星携帯電話は平時から充電しておく必要があるほか、発信・着信ともに屋外の空が開けた場所で使用する必要がある点に留意

5. おわりに

サイバー攻撃やシステム障害等を原因とする大規模インフラ障害への対応は、サイバーとフィジカル両面にまたがる複合的な事態に対応していく必要があります。我が国の危機管理にとって非常に重要な課題であると認識しています。

この点、サイバー攻撃が法律上の「武力攻撃」に当たり得るとして、「武力攻撃事態」に至ったときなどには、事態対処法、国民保護法等に基づき、国の責務として、政府一丸となって対処することは当然ですが、他方、これに至らない場合の適用法令や政府の対応方針、さらには関係者との協力態勢については明確ではなかったことから、このたび、災害対策基本法等の関係法令の適用を明確化し、障害発生時の対応及び障害への備えの基本的考え方をお示しすることといたしました。しかしながら、大規模インフラ障害への対応は、自然災害と異なり、これまでの経験や積み重ねが不足しているため、様々な事態に備えて、政府関係機関や地方公共団体、インフラ関係事業者などの幅広い関係者の知恵を結集し、想像力を働かせて現場レベルでの検討を進める必要があります。具体的には、国や地方公共団体、関係事業者がお互いに協力しながら防災訓練や机上演習等を実施することなどにより、事前の備えを進めていく必要があります。

したがって、この文書は、あくまで障害への事前の備えに向けた第一歩という位置づけであり、今後、地方公共団体をはじめ、幅広い関係者の皆様のご知見・ご意見を踏まえ、不断の見直しを図っていくことが重要であると考えています。大規模インフラ障害への備えに万全を期すため地方公共団体はじめ関係者のご理解・ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

(参考1) 大規模インフラ障害発生後の対応の大まかな流れについて

時間の経過	事象・被害の状況	国・地方における対応
Day 0 (障害発生時)	➤ 停電・通信障害等のインフラ障害の発生 ➤ 交通機能の停止、情報通信機能の停止等 ➤ 建物・住家の機能の停止、医療機関への影響等 ◆ 深刻な社会的影響が生じうる大規模インフラ障害が短時間で解消しないと判明した場合	➤ 関係機関やインフラ事業者等から被害状況・復旧見込み等の情報収集 ➤ 人命救助を最優先とする事態対処に万全の態勢で取り組む ➤ 適時適切な情報発信による国民の混乱防止 ➤ 災害対策基本法上の災害として取り扱うこととし、災害対策基本法等の関係法令に基づく対応に移行(都道府県・市町村災害対策本部の設置、指定公共機関等との連携等)
Day 1 - 3 (72 時間以内の人命救助を最優先とする初動対応の時期)	◇ 大規模インフラ障害に伴う各種被害が継続 ◆ 深刻な社会的影響が生じうる大規模インフラ障害が長期間継続すると判明した場合 (特に被害が甚大である場合)	➤ 関係機関やインフラ事業者等と連携した情報収集及び人命救助を最優先とする事態対処(復旧の優先順位の判断、電源車派遣等を通じた応急復旧)、適時適切な情報発信 ➤ 災害対策基本法等の関係法令に基づく対応(都道府県・市町村災害対策本部の設置、指定公共機関等との連携、職員の派遣の要請・あつせん、職員の応援の要求等、物資又は資材の供給の要請(国によるプッシュ型支援を含む)、避難所の供与)等 ➤ 特定災害対策本部、非常災害対策本部の設置を検討

	◆ インフラ障害の原因がサイバー攻撃であると判明した場合	➤ 政府関係機関や主要インフラ事業者と連携し、サイバーセキュリティ対策を実施。必要に応じて他の機関・事業者への注意喚起等の措置を実施
Day 4 - (被害が長期化し、避難者に対する生活支援に移行する時期)	➤ 大規模インフラ障害の継続により、長期間にわたる避難を伴う、建物・住家の機能の停止や医療機関への影響等の被害が継続 ◆ サイバー攻撃等によるインフラ障害が別の地域でも発生した場合(より早い時期に発生する可能性も)	➤ 災害対策基本法等の関係法令に基づく対応を継続 ➤ 避難者に対する生活支援の充実・強化(自然災害の場合と同様の対応) ➤ 災害救助法の適用についても検討 ➤ 複数地域において同時的に発生する大規模インフラ障害への対応を国・地方が連携して実施
Day X - (大規模インフラ障害が解消し、被害が収束し始める時期)	➤ 大規模インフラ障害が解消し、避難者の自宅への帰還等が徐々に可能に ➤ 事業の再開など地域経済・生活の回復が始まる	➤ 災害対策基本法・災害救助法等の関係法令に基づく対応を継続

(参考2)国の問い合わせ窓口等について

時間の経過	地方における対応	国の問い合わせ窓口
障害発生前	➤ 障害発生時の対応全般の確認 ➤ 防災訓練や机上演習等(サイバーセキュリティ対策を含む) ➤ 災害対策基本法等関係法令の解釈・運用 ➤ インフラ事業者との連携	➤ 内閣官房(事態対処・危機管理及び内政担当) ➤ 内閣官房(事態対処・危機管理担当、国家サイバー統括室) ➤ 内閣府(防災担当) ➤ インフラ事業者所管省庁
Day 0 (障害発生時)	➤ 被害状況・復旧見込み等の情報収集 ➤ 人命救助を最優先とする事態対処 ➤ 災害対策基本法等の関係法令に基づく対応	➤ 内閣官房(事態対処・危機管理担当) ➤ 内閣官房(事態対処・危機管理担当)、内閣府(防災担当)警察庁、消防庁、インフラ事業者所管省庁 ➤ 内閣府(防災担当)
Day 1 - 3 (72 時間以内の人命救助を最優先とする初動対応の時期)	➤ 情報収集及び人命救助を最優先とする事態対処 ➤ 災害対策基本法等の関係法令に基づく対応 ➤ サイバーセキュリティ対策を実施	➤ 内閣官房(事態対処・危機管理担当)、内閣府(防災担当)、警察庁、消防庁、インフラ事業者所管省庁 ➤ 内閣府(防災担当) ➤ 内閣官房国家サイバー統括室
Day 4 - (被害が長期化し、避難者に対する生活支援に移行する時期)	➤ 避難者に対する生活支援の充実・強化、災害救助法の適用について検討	➤ 内閣府(防災担当)

※窓口の連絡先は別紙1を参照。

(別紙1)

国の問い合わせ窓口の連絡先

窓口	連絡先電話番号
内閣官房副長官補(内政担当)付	03-3581-3688
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付	03-6910-0259
内閣官房国家サイバー統括室	03-6277-7198
内閣府(防災担当)	03-3503-2236

インフラ事業者の所管省庁

インフラ事業者	所管省庁・部局	連絡先電話番号
電力	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課	03-3501-1742
	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課	03-3501-1749
ガス	経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室	03-3501-4032
	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室	03-3501-2963
石油	経済産業省資源エネルギー庁資源燃料部燃料供給基盤整備課	03-3501-1993
工業用水	経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課	03-3501-1677
小売	経済産業省商務サービスグループ消費・流通政策課	03-3501-1708
通信	総務省総合通信基盤局電気通信事業部安全・信頼性対策課	03-5253-5858
放送	総務省情報流通行政局放送技術課	03-5253-5787
データセンター	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課	03-5253-5853
	経済産業省商務情報政策局情報産業課情報処理基盤産業室	03-3501-6944
水道	(障害発生前)国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室 (障害発生時)各地方整備局等	(障害発生前) 03-5253-8820
物流	国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課	(貨物自動車運送) 03-5253-8575 (倉庫) 03-5253-8298
鉄道	国土交通省鉄道局総務課危機管理室	03-4416-5101
空港	国土交通省航空局総務課危機管理室	03-5253-8700
航空		
海運	国土交通省海事局安全政策課危機管理室	03-5253-8616
港湾	国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室	03-5253-8070

金融	金融庁総合政策局リスク分析総括課	03-3506-6477
医薬品	厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課	03-3595-2421
医療機器	厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課 医療機器政策室	03-3595-3409
医療機関	厚生労働省医政局地域医療計画課	03-3595-2185
福祉	<女性自立支援施設等> 厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室 <保護施設> 厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室 <障害者福祉施設等> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 <高齢者福祉施設等> 厚生労働省老健局高齢者支援課施設係 <児童福祉施設等> こども家庭庁総務課危機管理対策室	03-6812-7851 03-3595-2613 03-3595-2528 03-3595-2888 03-6860-0147

地方公共団体における訓練実施のための参考資料

1. はじめに

本参考資料は、地方公共団体において大規模なインフラ障害に備えた訓練を実施していただくにあたって、担当部局の企画立案の一助としていただくことを想定した資料です。一例として「大規模な停電」をテーマとした場合の訓練の設計について、訓練参加者及び参加者の役割・タイムテーブル・シナリオ・確認すべきポイント等について可能な限り具体的にお示ししています。各地方公共団体に特有の事情等も考慮した上で、必要に応じて変更を加えていただきながらご活用いただくようお願いいたします。

2. 訓練の目的

訓練の目的はさまざま考えられますが、本資料では、①臨機応変な対応能力の涵養と②対応における潜在的な課題の抽出を主な目的としています。したがって、形式としては、ブラインド形式(参加者に事前にシナリオの詳細を知らせない形式)の机上演習を想定しています。

特に、②対応における潜在的な課題の抽出を可能にする観点からは、訓練参加者が間違いを恐れず積極的に発言できるような環境作りが最も重要になります。「完璧な答えが求められる訓練ではなく、それゆえ訓練中の対応のミスは批判されない」という共通理解を参加者全員で共有した上で、訓練に臨む必要があります。また、地方公共団体の職員に加え、主要インフラ事業者等の外部主体が参加する場合は、組織を超えた率直なコミュニケーションを促すために、参加者の発言内容の保秘を徹底することで、参加者の利益を保護することも極めて重要になります。参加者全員に対して、訓練の中で知り得た情報の取扱いを事前に周知する(必要に応じて誓約を得る)など、必要な情報管理措置を検討する必要があります。

3. 訓練の設計

① 訓練の参加者

参加者の選定に当たっては、「大規模な停電」というテーマ設定を踏まえ、実際の対応に当たって特に密接に連携が必要となる主体を特定することが求められます。以下に、参加者の候補となり得る主体について、一例をお示します。

- 都道府県(危機管理、広報、医療福祉関連など)
- 市町村(危機管理、広報、医療福祉関連など)
- 主要インフラ事業者(電力、ガス、工業用水、石油、小売、通信、放送、データセンター、水道、高速道路、物流、鉄道、空港、航空、海運、港湾、金融(銀行)、医薬品、医療機器、医療機関、福祉 など)
- その他(消防、警察、自衛隊、地方支分部局、地域の経済団体など)

なお、ある特定のインフラ業種について、地方公共団体内に複数の事業者が存在する場合もありますが、演習の進行の観点からは参加者が増えるほど管理が複雑になるため、1業種1社が代表参加・他の事業者は必要に応じてオブザーバー参加という形で調整することも考えられます。

② 参加者の役割

コントローラー	訓練の企画立案及び訓練当日の運営を行います。 訓練全体を統合管理する立場であることから、現場の動きにも一定の知見がある防災・危機管理系の部局が中心に担当することが適切と考えられます。 また、主要インフラ事業者等が参加する場合には、サブコントローラーとして各者から1～2名ほど運営側に参画いただくことで、より実態に即した効果的なシナリオ設定や議論の円滑な進行のためのサポートが期待できます。
プレイヤー	訓練の場で与えられるシナリオに対して、必要な対応を議論し、コントローラーに報告します。必要に応じて、自組織の対応についての報道発表や、他のプレイヤーとの連絡調整を行います。 実務担当者に加え、地方公共団体の課長級～局長級、企業の管理層～経営層など、組織としての一定の判断が可能な立場の方の参加を得ることで、意思決定に関わる本質的な課題の抽出が可能となります。
オブザーバー (必要に応じて)	オブザーバーは、当日行われるプレイヤーの議論を観察し、訓練上の気づきの点や自組織にとっての教訓をコントローラーにフィードバックすることが求められます。 訓練のプレイヤーが多いほどその管理も複雑となるため、会場のキャパシティ等も踏まえつつ、一部の事業者等はオブザーバーという形で訓練に間接的に参画いただくことも一案です。
有識者 (必要に応じて)	有識者は、プレイヤーの活発な議論を促すために必要な問いかけやアドバイスを行うとともに、コントローラー・プレイヤーに対して、訓練に対する助言・評価等を行います。 危機管理やサイバーなどの領域で高い専門性をもつ有識者に参加いただくことは、訓練の質を高めることに繋がります。

③ タイムテーブル(一例)

開始時間	終了時間	内容
9:00	9:20	事前説明
9:20	10:50	第一部 個別討議(初動対応)
10:50	12:00	第一部 全体討議(個別討議の振り返りなど)
12:00	13:00	休憩
13:00	14:30	第二部 個別討議 (障害が長期継続すると見込まれる場合の対応)
14:30	15:40	第二部 全体討議(個別討議の振り返りなど)
15:40	16:00	閉会

④ 訓練の運営方法

• 個別討議

組織ごと・部局ごとに分かれた上で、与えられるシナリオに対して必要な対応を議論し、コントローラーに報告します。必要に応じて、自組織の対応についての報道発表や、プレイヤーとして参加している他部局・他事業者との連絡調整を行います。

※コントローラーへの報告や報道発表、外部との連絡調整については、統一的なフォーマットを指定すると管理しやすくなります。

<フォーマット例>

報道発表シート (報道発表・HPやSNS等での公表を行う場合に記入) 送信者: _____ 個別討議: _____ シナリオ時刻: _____ 実時刻: _____	外部連絡シート (他のプレイヤー等とのやり取りを行う場合に記入) 送信者: _____ 個別討議: _____ シナリオ時刻: _____ 実時刻: _____ 送信先: _____ ☐ 直接のやり取りを希望する場合、チェックをしてください(原則、シートを用いること)。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: left;">質問事項・要望 (送信側が記入)</th> <th style="width: 50%; text-align: left;">回答 (受信側が記入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注意) 回答は右側の列に記入してください。	質問事項・要望 (送信側が記入)	回答 (受信側が記入)		
質問事項・要望 (送信側が記入)	回答 (受信側が記入)				

対応報告シート（第一部 シナリオ1） 事業者名

12/16（月）AM08:05頃
社内システムにおいて一斉に
職員の安否確認を実施。安
否の確認が取れない職員に
は電話。

付箋

〇〇の発生を想定した準備
ができていなかった（課題と感
じたこと・気づいたこと）

A3用紙

• 全体討議

各参加者の代表が一つのテーブルに集まり、参加者全員の前で、個別討議の振り返り等を行います。

この際、議論のファシリテーターは、コントローラーまたは有識者が務めることが望ましいですが、事前にどのような論点が想定されるか・どのような質問を投げかけるべきか、後述の「⑥全体討議時に確認すべきポイント（参加者への質問）」を参照しつつ、よく検討・整理しておくことが重要です。また、ファシリテーターは、演習中に提出される各参加者の対応報告シートの内容を確認し、事前に整理した論点が当日どのように議論されているか、注視しておく必要があります。

⑤ 個別討議時のシナリオ

第一部 初動対応

シナリオ1	20XX 年 12 月 16 日(月)AM8:00 曇り、1℃(夕方から降雪の予報) 【〇〇電力】管内で原因不明の大停電が発生。また、ほぼ同時に隣接する電力管内でも一部発電所が何らかの原因で停止し、一部地域で停電発生・需給がひっ迫している模様。 - 停電に伴い、道路の信号が停止。110 番で市民から交通整理を求める声が寄せられる。【都道府県】内全域で道路渋滞が発生。 - 鉄道の運行が停止。駅には人が密集するとともに、運行中の鉄道内には乗客が取り残される。また、停止した電車付近の踏切が、下りた状態のままとなり、車両の通行が妨げられる。
-------	--

	- ビルやマンションの管理会社等から、エレベーター保守事業者及び消防機関に対し、エレベーターに閉じ込められた人の救助を求める連絡が複数件寄せられる。 - 港のコンテナターミナルが機能停止し、荷役活動ができなくなる。 - 一部マンションや高層ビル等で上水道やトイレが使用できなくなる。
シナリオ2	20XX 年 12 月 16 日(月)AM8:30 曇り、1℃(夕方から降雪の予報) 「【〇〇電力】管内全域及び隣接する電力管内の一部で原因不明の停電が発生しているため、政府においては、官邸対策室を設置するとともに、関係省庁からなる緊急参集チームを招集し、必要な情報の集約を開始した」という旨、政府から発表がある。 【都道府県】に対して A 病院(Z 市・病床数 96・人工呼吸器 4 名)、B 病院(Y 市・病床数 273・人工呼吸器なし)から / 【市町村】に対して C 病院(Y 市・病床数 52・人工呼吸器なし)、B 病院(Y 市・病床数 273・人工呼吸器なし)、D 老人ホーム(Y 市・特別養護老人ホーム・定員 200 名)から / 【電力会社】に対して E 病院(X 市・病床数 53・人工呼吸器 1 名)から、非常用発電機が作動しないため、電源を手配してほしいと要請がある。
シナリオ3	20XX 年 12 月 16 日(月)AM11:00 曇り、3℃(夕方から降雪の予報) - 高速道路・一般道ともに渋滞が発生している影響で、救急車等の緊急車両の通行が滞る。 【都道府県】に対して、F 病院(X 市・病床数 56・人工呼吸器 3 名・燃料残り 5 時間分で調達の見込み立たず)から、電源が確保できなくなることが見込まれる人工呼吸器患者 3 名を保護するため、周辺の病院への輸送を調整するとともに、救急車やヘリコプター等の搬送手段も確保してほしい旨の相談がある。 - 営業を続けているガソリンスタンド(住民拠点 SS 等)において、給油待ちの行列ができ、中でも一部ガソリンスタンドにおいては、列が一般車の通行の妨げとなっている状況が報道される。さらに一部のガソリンスタンドでは、警察車両も行列に巻き込まれている状況。 - 港周辺でコンテナの搬出入を待つトラックの列ができる。

シナリオ4	20XX 年 12 月 16 日(月)PM17:00 雪、-1℃(夕方から降雪の予報) - 政府において、停電復旧の見込みが立っておらず事態長期化の恐れが高いと判断されるため、災害対策基本法に基づく政府対策本部を設置した旨、発表がある。 【都道府県】に対して、【都道府県】内の医療機関から、在宅の人工呼吸器患者や酸素濃縮器利用患者から、電源利用の問い合わせが個別に寄せられているが、受入人数にも限界があるので、在宅医療を受けている患者の現状やその対応について【都道府県】本部で把握・検討できないかと相談がある。 【市町村】に対して、住民から、自宅で暖がとれない、停電によりマンションのトイレが使えない等の理由で、避難所を開設してくれないかという要望が複数件寄せられる。携帯充電のための充電スポットを開設してくれないかという要望も同様に寄せられる。 【都道府県】内の下水道管における圧送用ポンプの非常用電源が停止しはじめる。 ＜以下、参加者に応じて加除修正＞ - 資源エネルギー庁から全石連を通じて、【〇〇県石油組合】に対して、G 病院(Y 市・病床数 130・人工呼吸器 2、燃料残り 1 時間弱)、H 病院(Y 市・病床数 434・人工呼吸器 7 名・燃料残り 9 時間程度)等へ重油を 1kL ずつ届けるよう要請がある。 【小売事業者】に対して、地域の住民等から、飲料水や食料品が確保できないため、休業中の店舗も含め、明日以降の営業を要望する声が本社及び各店舗に多数寄せられる。
シナリオ5	20XX 年 12 月 17 日(火)AM8:00 雪、0℃(朝 9 以降は曇りときどき晴れの予報) 【都道府県】内の一部地域において、通信ビルや基地局の非常用電源の燃料・バッテリー切れによる通信障害が発生。固定電話や携帯電話、インターネットの使用ができないエリアが発生する。 - EMIS や災害時情報共有システム等を通じて、多数の医療福祉施設から電源車・燃料補給の要請が寄せられる。さらに、地方公共団体や一部主要インフラ事業者が管理する施設においても、非常用発電機の燃料が枯渇しそうな状況。他方、電源車の台数も限られ、交通渋滞の影響で燃料供給のためのタンクローリーも稼働が制限されている状況下において、全ての施設の要請に即座に答えることは困難であり、どのように優先順位を付けて対応に当たるか検討が必要な状況。

	※医療福祉施設の要請状況について、EMIS 等の実際のデータを踏まえ、コントローラー側で一定の想定(施設名、非常用発電機用の燃料の残り時間、入所者数、人工呼吸器患者・低体温症患者の数など)を作成することを推奨。地方公共団体や主要インフラ事業者の管理施設の状況については、演習当日にプレイヤーから報告させることが考えられる。 ・【都道府県】内の各保育園・幼稚園・学校から、停電が解消しないため休園・休校とする旨、保護者に対して通知がある。
--	---

第二部 障害が長期継続すると見込まれる場合の対応

シナリオ1	20XX 年 12 月 17 日(火)PM5:00 晴れ、3℃(朝 9 時以降は曇りときどき晴れの予報) ・ SNS 上で、高度な技術を持った民間のハッカー集団を自称するグループから「日本のあらゆる公的機関やインフラ事業者等を対象としたサイバー攻撃を開始した」との声明が出され、注目を集める。報道でも取り上げられており、声明との関連性は必ずしも明らかではないが、とある市のサイトが、DDOS 攻撃を受け 3 時間ほど繋がりにくくなったという事例も紹介される。専門家は「真偽不明の情報だが、各機関等は基本的なセキュリティ対策が講じられているかよく確認すべき」とコメント。 ・ 停電の原因が複数の変電所を標的としたサイバー攻撃によるものであったという痕跡が発見される。 ・ 【市町村】に対して、停電による上下水道の一部停止、小売店等の休業・品薄状態の継続に伴い、住民から、食料や簡易トイレ等の物資配布についての要望が多数寄せられる。【都道府県】に対していくつかの【市町村】から「避難所を開設したが、簡易トイレ等の物資在庫の枯渇が見込まれるため、【都道府県】から支援をお願いしたい」と連絡がある。
シナリオ2	20XX 年 12 月 17 日(火)PM6:00 晴れ、1℃(朝 9 時以降は曇りときどき晴れの予報) ・ EMIS や災害時情報共有システム等を通じて、多数の医療福祉施設から電源車・燃料補給の要請が追加で寄せられる。さらに、地方公共団体や一部主要インフラ事業者が管理する施設においても、停電が 72 時間を超える可能性も視野に、非常用発電機の燃料の需要が一層高まっている状況。他方、電源車の台数も限られ、交通渋滞の影響で燃料供給のためのタンクローリーも稼働が制限されている状況下においては、全ての施設の要請に即座に答えることは困難であり、どのように優先順位を付けて対応に当たるか引き続き検討が必要な状況。

	※医療福祉施設の要請状況について、EMIS 等の実際のデータを踏まえ、コントローラー側で一定の想定(施設名、非常用発電機用の燃料の残り時間、入所者数、人工呼吸器患者・低体温症患者の数など)を作成することを推奨。地方公共団体や主要インフラ事業者の管理施設の状況については、演習当日にプレイヤーから報告させることが考えられる。 <以下、参加者に応じて加除修正> ・【金融機関】において、現金需要が増加し、営業している支店の現金在庫が枯渇し始める。休業中の店舗や ATM の現金在庫も減少の一方。
シナリオ3	20XX 年 12 月 18 日(水)AM8:00 曇り、3℃(終日曇天の予報) ・変電所の復旧の目処はたったものの、複数の発電所において追加的なサイバー攻撃が発生し、電力の復旧に遅れが生じる。 ・【都道府県】内の多くの地域において、通信ビルや基地局の非常用電源の燃料・バッテリー切れによる通信障害が発生するとともに、重要な通信ビルにおいてサイバー攻撃の被害が発生したことで、固定電話や携帯電話、インターネットの使用ができないエリアが【都道府県】内ほぼ全域に拡大。 ・各地での停電発生及び停電長期化の影響により、燃料の供給が追いついていない状況。このままだと約 24 時間後には【都道府県】内のほとんどの地域で上下水道/工業用水の供給が停止する見込みであるが、十分な追加調達先や電源車確保の目処は立たない。
シナリオ4	20XX 年 12 月 19 日(木)AM8:00 曇り、4℃(終日曇天の予報) ・政府対策本部から【都道府県】に対して、簡易トイレ等の物資を広域物資輸送拠点に輸送することとしたため、必要に応じて各市町村への振り分けを行うよう連絡がある。 <以下、参加者に応じて加除修正> ・EMIS や災害時情報共有システム等を通じて、一部の医療福祉施設から給水車派遣の要請が寄せられる。さらに、地方公共団体や一部主要インフラ事業者が管理する施設においても、給水車による応急給水や衛星携帯電話等の非常用通信設備の支援ニーズが高まっている状況。他方、給水車や衛星携帯電話等の台数も限られる状況下において、全ての施設の要請に即座に答えることは困難であり、どのように優先順位を付けて対応に当たるか検討が必要な状況。

	※医療福祉施設の要請状況について、EMIS 等の実際のデータを踏まえ、コントローラー側で一定の想定(施設名、必要な水の備蓄状況、入所者数など)を作成することを推奨。地方公共団体や主要インフラ事業者の管理施設の状況については、演習当日にプレイヤーから報告させることが考えられる。 政府から【物流事業者】に対して、簡易トイレ等の物資を被災地域に届けるため、運送のためのトラックや人手の確保に協力してほしい旨、依頼がある。さらに、【港湾管理組合】に対して、渋滞回避のため、港に RORO 船でトラックを着港させられないか、照会がある。
シナリオ5	20XX 年 12 月 24 日(火)AM8:00 晴れ、3℃(終日晴天の予報) - 停電、通信障害、その他停電に伴う水道停止等の被害は解消。(12/22 以降、段階的に停電が解消し、それに伴い通信障害、上下水道・工業用水停止等の被害も段階的に解消してきたものとする) <以下、参加者に応じて加除修正> - 被災期間中に提供した燃料、非常用通信機器、食料・毛布等の支援物資、非常用物資の運搬役務等について、各主要インフラ事業者においては、費用の支出元の整理を社内の関係部署から求められる。 - 港湾での荷役活動が再開するも、積み下ろしを待つトラックや本船が滞留している状況。医薬品や衛生材料などを医療機関に急ぎ納品する必要がある事業者や、日持ちしない食品を扱っている事業者、納期を過ぎた製品の部品の調達を待っている製造業者などから、優先的な積み下ろしは可能か、【港湾管理組合】に対して問い合わせがある。

※【都道府県】【市町村】【〇〇電力】などの部分は、実際の訓練参加者の組織名を当てはめていただきたい。

※個別の病院名やその患者数等の情報については、EMIS(災害時情報共有システム)のデータ等をもとに、実際の医療機関名を入れるとより具体的かつ臨場感をもった議論が可能になる。

※参加者の範囲を踏まえ、必要に応じてシナリオの内容は加除していただきたい。

※潜在的な課題を抽出するという観点から、現実から過度にかけ離れない範囲で、特にストレスの強いシナリオを想定している。

⑥ 全体討議時に確認すべきポイント(参加者への質問)

第一部 初動対応

1. 【都道府県】【市町村】【電力会社】は、発生直後に電源の要請があった施設に対して、どのような対応をとったか。停電長期化による追加の電源要請の可能性も考慮しつつ、適切な検討を行うことができたか。
2. 【都道府県】【市町村】は、医療機関や福祉施設の被害状況に関する情報収集をどのように行うことを検討したか。EMIS や災害時情報共有システムに被害情報の更新がない施設について、どのような対応を行うことが想定されるか。
3. 在宅の人工呼吸器患者等に対する対応は適切に検討がなされたか。
4. 【都道府県】【市町村】において、災害対策本部の設置について適切な検討・判断がなされたか。
5. 同本部の立ち上げのタイミングで、主要なインフラ事業者等と連携して、リエゾン派遣や連絡体制の構築等がスムーズに進められたか。
6. 救急車はじめとする緊急車両の通行が滞る状況において、緊急輸送道路の設定や適切な交通規制の実施など、必要な対応がとられたか。
7. シナリオの進行に応じて、適時適切な情報発信を各参加者において実施していたか。
8. 医療機関や福祉施設、地方公共団体や主要インフラ事業者の施設等の電源喪失に際して、【都道府県】において、【電力事業者】等と連携しつつ、適切に優先順位を議論して対応に当たることができたか。

第二部 障害が長期継続すると見込まれる場合の対応

1. サイバー攻撃の被害が発覚した際に、所管省庁や都道府県警に対して定められた手順で報告を行い、適切に連携することができたか。
2. サイバー攻撃の被害について、適切な内容・タイミングでプレス発表が実施されたか。
3. サイバー攻撃の被害について、(電力会社からの情報提供を受けた)都道府県警においても、警察庁と連携しつつ、サイバーテロ協議会等の枠組みを通じた情報共有・注意喚起を検討したか。
4. サイバー攻撃に関する犯行声明を受けて、地方公共団体や各主要インフラ事業者においても、自社のセキュリティを適切な手順で確認することが検討されたか。
5. 通信障害発生時に、衛星携帯電話等の非常用通信機器を活用し、関係者と必要なコミュニケーションをとれる体制になっていたか。特に、関係者の衛星携帯電話の連絡先を把握していたか。また、非常用電源が稼働しているタイミングで、機器を十分に充電しておく等の対応をとっていたか。
6. 【水道事業者】においては、日本水道協会の枠組みを活用し、適時適切に給水車等の応援要請を行うことができたか。また、通信が途絶する中で、応急給水が必要な医療機関等に係る情報収集をどのように行うことを想定したか。

7. 【都道府県】において、透析患者等の治療を継続することが困難になることを想定し、【都道府県】外への転院調整等について適切に検討・要請できたか。
8. 【市町村】において、市民からの要請も踏まえ、避難所を適時適切に開設することができたか。必要な物資の確保を滞りなく行うことができたか。